

# 第1章 計画の策定について

## 1 趣旨

近年、社会を取り巻く状況の変化により、これまで行政が担ってきた公共サービスでは、多様化・複雑化する市民ニーズに対応することが難しくなってきました。また、少子・高齢化社会の進展やライフスタイルの多様化に伴って自治会加入率が低下し、地域コミュニティの機能が弱まりつつあります。

一方で、大規模災害時の支援活動をはじめとして、福祉・文化・教育・環境保全など、幅広い分野でNPO・ボランティアの活動が活発化しており、公共サービスを担う存在として注目を集めています。

本市ではこのような状況を踏まえ、課題解決のためには多様な主体との協働を進めることが必要だと考え、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（以下、「条例」といいます）を制定するとともに、条例に基づく「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」（以下、「推進計画」といいます）を策定し、平成28年度に「推進計画」を見直し、「第2次推進計画」を策定し、多様な主体と協働しながら公共サービスの提供に取り組んできました。

今回、第2次推進計画の期間終了を迎えるに当たり、直近の状況を踏まえつつ、新たな課題に対応するために「第3次推進計画」を策定しました。

市民、公益活動団体、事業者、地域自治協議会など多様な主体と行政が、お互いを理解し、信頼関係を深め、協働してそれぞれが持っている力を高め合いながら地域の課題解決に取り組み、奈良市をより住みよいまちにしていくことが本計画の目的です。

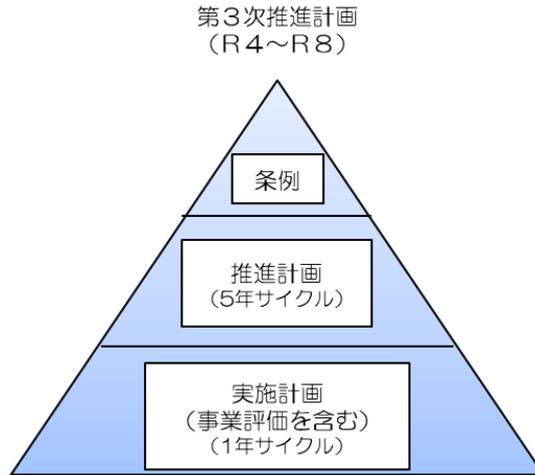
## 2 経緯

平成18年2月	「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」策定
平成19年12月	「奈良市市民公益活動推進方針」策定
平成21年7月	「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」施行
平成22年12月	「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定
平成23年7月	「奈良市第4次総合計画」策定
平成28年3月	「奈良市第4次総合計画 後期基本計画」策定
平成28年4月	「第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定
令和元年12月	「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」改正
令和4年4月	「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定

# 3 体 系

第3次推進計画は、条例第 18 条に基づき、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められた計画です。市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに見直しを行います。

また、第3次推進計画に基づき講じる施策の実施計画（事業評価を含む）を毎年度とりまとめ、公表します。



# 4 期 間

推進計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

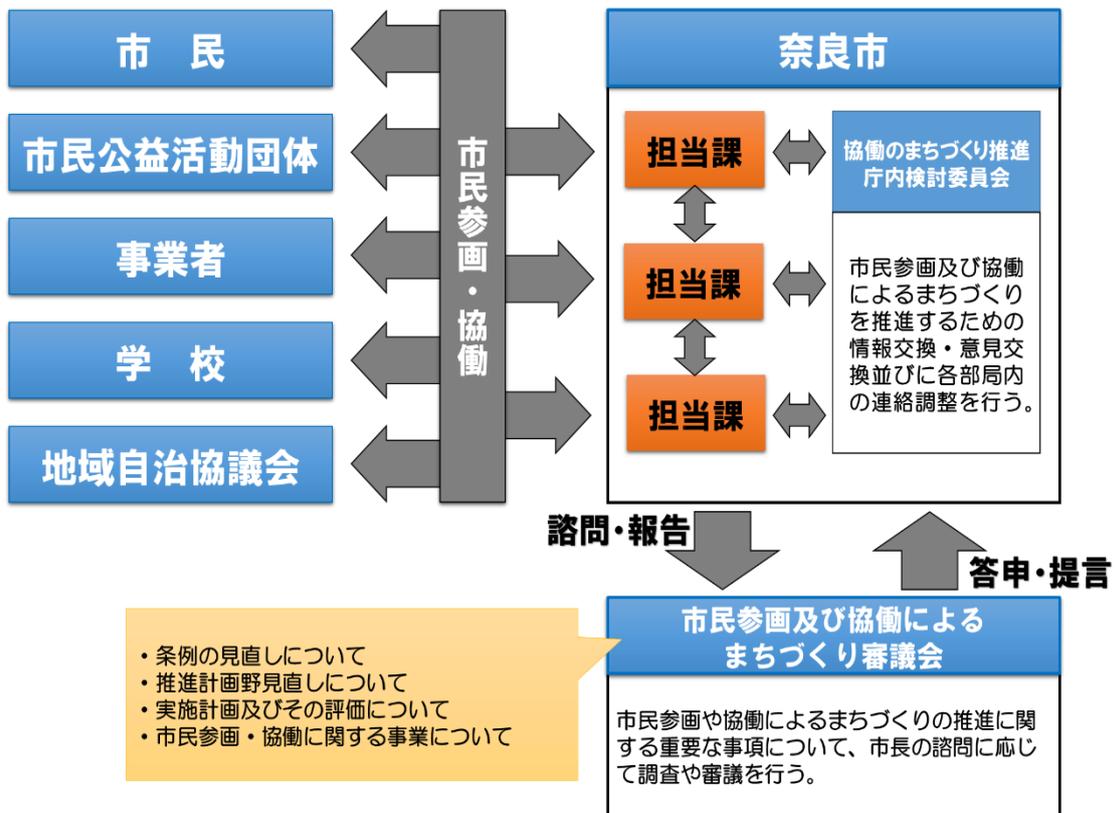
なお、今回から総合計画と第3次推進計画の計画期間を揃えることにより、一体的な運用を図ります。（第2次推進計画については、新型コロナウイルスの影響により、1年延長しました。）

	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	
条例	7月 制定	→																	
推進計画	12月 策定	第1次推進計画					第2次推進計画					第3次推進計画							
実施計画 (事業評価含む)	12月 策定	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	
総合計画	計画	第4次総合計画										第5次総合計画							
	基本構想	基本構想										基本構想							
	基本計画	前期基本計画					後期基本計画					前期基本計画							
	実施計画	3ヶ年の計画を毎年度ローリング方式で見直し																	

## 5 体制と進行管理

計画の推進にあたっては、部局間の連携を図り、着実かつ効率的に取り組を進めていくため、「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」が協働に関する施策を総合的に推進していきます。

また、推進計画の進行管理については、条例第20条に基づく附属機関である「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」（以下「審議会」といいます）が状況を把握し、評価に努めます。



## 用語の定義

推進計画における各用語の定義は、条例に基づき以下のとおりとします。

### ● 市民参画

……市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわること。

### ● 協働

……市民や市民公益活動団体、事業者、学校等さまざまな主体と市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むこと。

### ● 市民

……市内に居住し、通勤し、又は通学する者。

### ● 事業者

……市内において事業を行う法人その他の団体及び個人。

### ● 学校

……学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校。

### ● 地域自治協議会

……共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するもの。

### ● 市民公益活動

……市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。

### ● 市民公益活動団体

……自治会など地縁に基づいて組織された団体（地域自治組織）や特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体など、市民公益活動を継続的に行うもの。